

記載要領

この要領には、主な項目の記入方法や参考資料を掲載しています。申告書には、第一表に収入金額、所得金額、所得から差し引かれる金額(所得控除)に関する事項、第二表に、第一表に関する補足情報を記入します。医療費控除の明細書は、医療費控除を申告する方が記入します。添付書類台紙は、添付書類を提出する際にご使用ください。

昨年収入がなかった方、非課税所得のみだった方の記入方法

※収入のある方は記入不要です。

昨年(令和7年1月1日～12月31日)収入がなかった方、非課税所得のみだった方

該当する項目に☑をしてください。この面の⑩～⑳に該当する方はそちらも記入してください。

扶養されていた、援助を受けていた
 障害年金・遺族年金を受給していた
 失業手当・生活扶助を受けていた
 預貯金で生活していた
 その他 ()

- ・ 生計の実態について、該当する項目に☑をします。
- ・ 該当する項目のない方は「☐その他」に☑をし、()内を記入します。
- ・ 第一表3の「⑩～⑳」に該当する場合または対象の方がいる場合は、その欄も記入します。(記入方法は2ページ)

第一表「1 収入金額等」～「4 所得から差し引かれる金額(所得控除)」まで

事業	営業等	ア	百万	十万	万	千	百	十	円	
	1 収入金額等	農業	イ							
不動産		ウ								
利子		エ								
配当		上場株式等の配当	オ							
		上記以外	カ							
給与		キ								
雑		公的年金等	ク							
		ク以外の雑所得	ケ							
総合譲渡		コ								
一時		サ								
2 所得金額		営業等	①							
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	上場株式等の配当	⑤							
		上記以外	⑥							
	給与	⑦								
	公的年金等	⑧								
	⑧以外の雑所得	⑨								
	総合譲渡・一時	⑩								
	合計	⑪								

- 「1 収入金額等」に収入金額を記入します。
 - ・ 給与や公的年金等については、源泉徴収票に記載のある「支払金額」を、給与は「キ」、公的年金等は「ク」に記入します。
 - ・ 営業等の収入、不動産収入、配当収入(総合課税分)、公的年金等以外の雑収入については、先に、第二表「6 営業等の所得・不動産所得・配当所得(総合課税分)及び公的年金等以外の雑所得に関する事項」(このページの下に記入例を載せています。)を、その次に第一表1の「ア、ウ、オ、カ、ケ」に記入します。
- 「2 所得金額」に所得金額を記入します。所得金額とは収入金額から経費等を差し引いたものです。
 - ・ 「⑦、⑧、⑩」の記入は任意です。(空欄の場合、「キ、ク」に記入した金額と提出資料等によって職員が記入します。なお、計算用として、2ページに給与所得金額と公的年金等所得金額の計算表を掲載しています。)
 - ・ 営業等の所得、不動産所得、配当所得(総合課税分)、公的年金等以外の雑所得については、先に、第二表「6 営業等の所得・不動産所得・配当所得(総合課税分)及び公的年金等以外の雑所得に関する事項」を、その次に第一表2の「①、③、⑤、⑥、⑨」に記入します。

～第二表

「6 営業等の所得、不動産所得、配当所得(総合課税分)及び公的年金等以外の雑所得に関する事項」の記入例～

営業等の所得、不動産所得、配当所得(総合課税分)、公的年金等以外の雑所得がある方はこちらの表に記入します。

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 ア	必要経費 イ	所得金額 アーイ
営業等	〇〇株式会社	1,000,000 円 第一表1の「ア」へ記入	850,000 円	150,000 円 第一表2の①へ記入
不動産	宝塚市〇〇	1,200,000 円 第一表1の「ウ」へ記入	750,000 円	450,000 円 第一表2の③へ記入
配当 (総合課税分)	〇〇証券	100,000 円 第一表1の「オ」または「カ」へ記入	0 円	100,000 円 第一表2の⑤または⑥へ記入
公的年金等以外の雑所得 (個人年金保険等)	〇〇生命	600,000 円 第一表1の「ケ」へ記入	400,000 円	200,000 円 第一表2の⑨へ記入

特別徴収された市県民税(住民税)配当割額は、第二表9の「配当割額控除額」に記入してください。

給与所得金額の計算表(令和8年度以降)

キ 給与収入金額	⑦ 給与所得金額
650,999円 まで	0円
651,000円 ~ 1,899,999円	収入金額- 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	A: 収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てた金額 A×2.8- 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	A×3.2- 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額×0.9- 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入金額- 1,950,000円

公的年金等所得金額の計算表

	ク 公的年金等収入金額	⑧ 公的年金等所得金額
65歳未満	1 昭和236日以前以降生	130万円未満 収入金額-60万円
		130万円以上 410万円未満 収入金額×75%-27万5千円
		410万円以上 770万円未満 収入金額×85%-68万5千円
		770万円以上 1,000万円未満 収入金額×95%-145万5千円
65歳以上	1 昭和136日以前以降生	1,000万円以上 収入金額-195万5千円
		330万円未満 収入金額-110万円
		330万円以上 410万円未満 収入金額×75%-27万5千円
		410万円以上 770万円未満 収入金額×85%-68万5千円
		770万円以上 1,000万円未満 収入金額×95%-145万5千円
	1,000万円以上 収入金額-195万5千円	

公的年金等所得金額以外の所得が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。

所得金額調整控除

(1) 給与収入金額が850万円を超え、下記ア、イまたはウのいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。

- ア 本人が特別障害者に該当する。
- イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。

所得金額調整控除={給与収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円}×10%

(2) 給与所得金額および公的年金等所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除が適用されます。

所得金額調整控除=給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等所得金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円

※上限は10万円です。

※(1)の控除がある場合、(1)の控除後の金額から(2)の金額を控除します。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)

社会保険の種類	支払額	円
⑫社会保険料控除		円
		円
		円
合計		円
⑬小規模企業共済等掛金控除		円
⑭生命保険料控除	新生命保険料の支払額	円
	旧生命保険料の支払額	円
	新個人年金保険料の支払額	円
	旧個人年金保険料の支払額	円
⑮地震保険料控除	地震保険料の支払額	円
	旧長期損害保険料の支払額	円
⑯寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑯寡婦控除、ひとり親控除	
	⑰勤労学生控除 (学校名)	
⑰障害者控除	氏名	身体・精神・療育(級)障害者控除認定書(特)他
	マイナンバー	同居 別居
	氏名	身体・精神・療育(級)障害者控除認定書(特)他
	マイナンバー	同居 別居
⑱配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 *別居の場合は、第二表11を記入	配偶者の氏名	配偶者の合計所得 円
	マイナンバー	配偶者特別控除に該当
⑳扶養控除-特定親族特別控除 *別居または特定親族特別控除に該当する場合は、第二表11を記入	1 氏名	続柄 生年月日
	マイナンバー	特定親族特別控除に該当
	2 氏名	続柄 生年月日
	マイナンバー	特定親族特別控除に該当
	3 氏名	続柄 生年月日
	マイナンバー	特定親族特別控除に該当
	4 氏名	続柄 生年月日
	マイナンバー	特定親族特別控除に該当
㉑雑損控除	損害金額	円
	保険等補てん額	円
	差引損額のうち災害補償金等の金額	円
㉒医療費控除	A.支払った医療費	円
	B.保険等補てん額	円
㉓セルフメディケーション税制	A.医薬品等購入費	円
	B.保険等補てん額	円

医療費控除は裏面の医療費控除の明細書を記入してください。

(4) 「4 所得から差し引かれる金額(所得控除)」には、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」に記入した情報をもとに、控除金額を記入します。

- ・「⑫、⑬」には、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」の「⑫、⑬」の各合計金額を記入します。
- ・「⑭~⑳」には、裏面(3、4ページ)の各種控除についての参考資料(計算表や人的控除等の参考資料)をもとに算出した各合計金額を記入します。
- ・「㉑、㉒」の記入は任意です。(空欄の場合は職員が記入します。)

※ 以下については、裏面(3、4ページ)の各種控除についての参考資料(計算表や人的控除等の参考資料)を参照しながら記入してください。

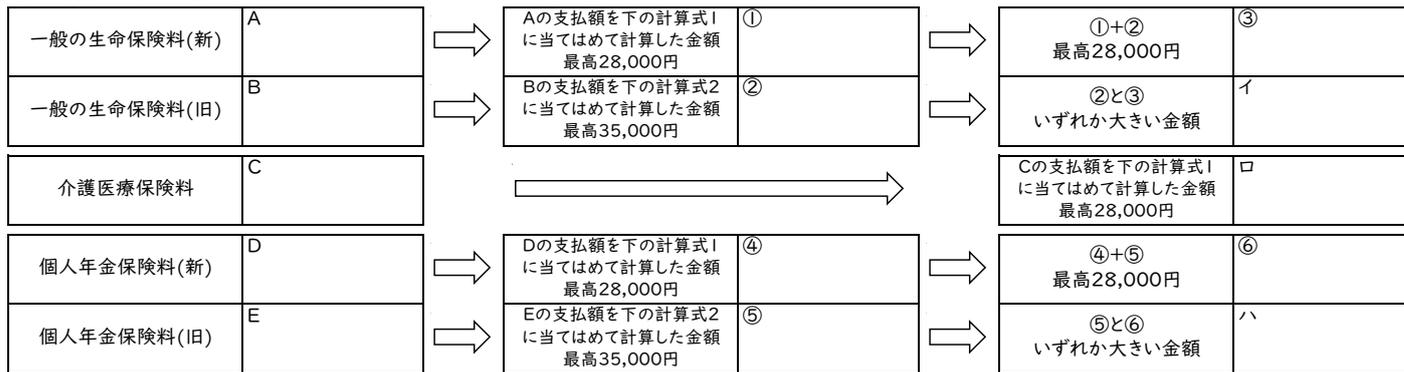
- (3) 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項(所得控除)」に該当する各種支払額や人的控除(配偶者(特別)控除や扶養控除等)の内容を記入します。
- ・「⑫~⑮」に各種支払額を記入します。
 - ・「⑯、⑰」に該当する項目を記入します。
 - ・「⑱~㉑」に該当する人の氏名等を記入します。
 - ・「㉒」特定親族特別控除(19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族を有する場合に適用されるもの)は第二表11に住所や収入等に関する情報を記入します。
 - ・「㉓」は、先に申告書裏面の「医療費控除の明細書」を作成し、それをもとに金額を記入します。4ページに記入例を載せています。

4 所得から差し引かれる金額(所得控除)									
社会保険料控除	⑫								
小規模企業共済等掛金控除	⑬								
生命保険料控除	⑭								
地震保険料控除	⑮								
寡婦、ひとり親控除	⑯		0	0	0	0	0	0	0
勤労学生、障害者控除	⑰⑱		0	0	0	0	0	0	0
配偶者(特別)控除	⑲		0	0	0	0	0	0	0
扶養控除 特定親族特別控除	⑳		0	0	0	0	0	0	0
基礎控除	㉑		4	3	0	0	0	0	0
雑損控除	㉒								
医療費控除	㉓								
合計	㉔								

各種控除についての参考資料

⑭生命保険料控除の計算表

表の流れに沿って金額を記入すると、生命保険料控除額を算出することができます。



新旧区分	保険料の区分	支払保険料	控除額
新契約(計算式1) 平成24年1月1日 以降に契約したもの	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	支払保険料の全額
		12,000円超32,000円以下	支払保険料×0.5+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払保険料×0.25+14,000円
		56,000円超	28,000円(最高)
旧契約(計算式2) 平成23年12月31日 までに契約したもの	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料の全額
		15,000円超40,000円以下	支払保険料×0.5+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払保険料×0.25+17,500円
		70,000円超	35,000円(最高)

↑円未満切り上げ

①+② 最高28,000円	③
②と③ いずれか大きい金額	イ
Cの支払額を下の計算式1 に当てはめて計算した金額 最高28,000円	ロ
④+⑤ 最高28,000円	⑥
⑤と⑥ いずれか大きい金額	ハ
↓	
生命保険料控除額 (イ+ロ+ハ) 最高70,000円	円

⑮地震保険料控除計算表

保険料の区分	支払保険料	控除額
① 地震保険料	50,000円以下	支払保険料×0.5
	50,000円超	25,000円(限度額)
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払保険料の全額
	5,000円超15,000円以下	支払保険料×0.5+2,500円
	15,000円超	10,000円(限度額)
③ ①と②両方ある場合	①+② (最高25,000円)	

※ 1つの契約で、①②の保険契約のいずれにも該当する場合は、どちらか1つの契約のみに該当するものとして計算します。

※ 保険料の区分ごとの支払保険料の合計額から控除額を計算し、1円未満を切り上げます。

⑯寡婦控除・ひとり親控除

【寡婦控除】

- ・夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合
- ・夫と死別した後再婚していない方または夫の生死の明らかでない方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合

事由	扶養親族	合計所得金額	控除額
離別	子以外の扶養親族	500万円以下	26万円
死別・生死不明	なし		

【ひとり親控除】

現に婚姻していない方または配偶者の生死の明らかでない方で、生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合

事由	生計を一にする子	合計所得金額	控除額
なし	前年の総所得金額等が58万円以下かつ他の者に扶養されていない○	500万円以下	30万円

- ※ 合計所得金額とは、分離課税分を含む全ての所得の合計額で、繰越雑(純)損失控除前の金額のことをいいます。
- ※ 寡婦、ひとり親ともに住民票の続柄に「夫(未届)」または「妻(未届)」の記載がある場合は、控除は適用されません。
- ※ 令和8年度から、ひとり親が有する生計を一にする子の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられました。

⑰勤労学生控除

勤労学生
給与所得等を有し、前年の合計所得金額が85万円以下でかつ給与所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生○○○○○○○○○
控除額 26万円

※ 給与所得等とは、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得及び雑所得の合計

⑱障害者控除

控除種別	特別障害者	その他の障害者	同居特別障害者
身体障害者手帳	1級、2級	3級~6級	特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族が、納税義務者または納税義務者と生計を一にしている親族と同居している場合
精神障害者保健福祉手帳	1級	2級、3級	
療育手帳	A	B	
65歳以上の要介護認定	障害者控除対象者認定書で特別障害(要介護4、5相当)	障害者控除対象者認定書でその他障害(要介護1、2、3相当)	
控除額	30万円	26万円	障害者控除に23万円を加算

※ 要介護認定に基づいて障害者控除を申告するには、事前に介護保険課から「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、第一表3の⑱の(特・他)どちらかに○をし、その認定書を添付または提示してください。

※ 16歳未満の扶養親族(障害者)または合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者が同一生計配偶者(障害者)を扶養している場合、扶養控除または配偶者控除は適用されませんが、障害者控除は適用されます。

⑱⑳配偶者控除・各種扶養控除の年齢表

	区分	生年月日	控除額
⑱	配偶者	昭和31年1月2日以降生(70歳未満)	次表のとおり
	老人配偶者	昭和31年1月1日以前生(70歳以上)	
㉔	一般扶養	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生	33万円
		平成19年1月2日～平成22年1月1日生	
	老人扶養	昭和31年1月1日以前生(70歳以上)	38万円
	特定扶養	平成15年1月2日～平成19年1月1日生	45万円
	16歳未満	平成22年1月2日以降生	なし

※16歳未満の扶養親族は控除額はありませぬ(扶養控除の適用なし)。一方で、市・県民税の非課税判定をする際の扶養人数には算入されます。該当する方がいる場合は第一表3の㉔に氏名を必ず記入してください。

※前ページ⑧の※をご確認ください。

※令和8年度から、配偶者控除または扶養控除の適用を受ける場合における扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられました。

⑱配偶者控除額・配偶者特別控除額の表

配偶者の合計所得金額			納税義務者(扶養する人)の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はありません。

※令和8年度から、配偶者控除と配偶者特別控除の相互適用ができなくなりました。

㉔特定親族特別控除額の表(令和8年度～)

特定親族の合計所得	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	
90万円超 95万円以下	41万円
95万円超 100万円以下	
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

※特定親族特別控除とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者がいる場合には、上表の所得控除が適用される制度です。

※合計所得金額が58万円以下の場合、特定親族ではなく特定扶養親族となり、扶養控除(控除金額45万円)が適用されます。

医療費控除の明細書の記入例

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付する場合は、下欄のア及びイに記入してください。

前年中に自己負担した医療費の合計額	ア	450,000	円	左のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額	イ	250,000	円
-------------------	----------	---------	---	---------------------------	----------	---------	---

2 医療費(1以外)の明細

医療費通知に記載されていない月に医療を受けられた場合など、医療費通知に記載のない領収書がある場合は、領収書をもとに下欄の明細を作成してください。

医療を受けた方の氏名	続柄	病院・薬局	支払った医療費	生命保険や社会保険などで補てんされる金額
宝塚 花子	本人	A大学病院	30,000 円	0 円
宝塚 花子	本人	交通費 阪急電車	1,000	0
2の合計(医療費通知の額は含まない)			ウ 31,000 円	エ 0 円

医療費 合計	ア+ウ	481,000 円	イ+エ	250,000 円
--------	------------	-----------	------------	-----------

第一表3の㉔のAに記入してください。

第一表3の㉔のBに記入してください。